

## **[事案 2025-45] 新契約取消請求**

・令和8年3月27日 裁定終了

### **<事案の概要>**

代理店の募集人の説明不足等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和4年11月に証券会社を募集代理店として契約した個人年金保険について、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 本契約について、世界経済の成長と連動して上昇し、年金原資が一時払保険料から全く増加しないことはないと誤信して契約したものであるから、本契約の取消しを求める。
- (2) 代理店の募集人は、運用損失が拡大している事実および運用実績の悪化要因や運用方針についてのリスクを知らず告知しなかったものであるから、消費者契約法4条1項2号にもとづく取消しを求める。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 代理店の募集人は、設計書、商品パンフレットを用いて、年金原資の額に影響する参照指数の推移や年金原資額のシミュレーションについて説明をしたが、仮定の数値であって実際の運用成果ではなく、将来の運用成果を保証するものではない旨も説明している。
- (2) 代理店の募集人は、年金原資が一時払保険料から全く増加しないことはないと誤信させるような説明はしていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人および代理店の募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。